

令和 8 年度働き方改革推進支援助成金について

厚生労働省 労働基準局労働条件政策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

働き方改革推進支援助成金の概要 ～令和8年度予算額101億円（助成金全体）～

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援
- 令和7年度に引き続き「業種別課題対応コース」を設置し、医療機関の働き方改革への取組に対して支援

コース名	成果目標		助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	建設事業	①～⑥の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 ※ 自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上 ⑥ 所定休日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進
	自動車運転の業務	①～⑤の何れかを1つ以上	
	医業に従事する医師	①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	
	砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る）	①～⑤の何れかを1つ以上	
	その他長時間労働が認められる業種	①～⑤の何れかを1つ以上	
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	①～③の何れかを1つ以上		① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成）	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入		勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H：100万円 ・11H以上：150万円
取引環境改善コース（仮称） （荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成）	荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること		上限額：100万円
団体推進コース （傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること		上限額：500万円

○加算制度あり（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）

<賃金引き上げ> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上：6万円～最大60万円、5%以上：24万円～最大480万円、7%以上：36万円～最大720万円）。

<割増賃金率引き上げ> ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算。

②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を100万円加算。

助成対象となる中小企業事業主の要件

- ① 労働者災害補償保険の適用事業主 かつ
- ② 下表のいずれかに該当する中小企業事業主

主たる事業	要 件	
卸売業	資本金の額若しくは出資の総額が その常時使用する労働者の数が	1億円以下 又は 100人以下
小売業	資本金の額若しくは出資の総額が その常時使用する労働者の数が	5,000万円以下 又は 50人以下
サービス業	資本金の額若しくは出資の総額が その常時使用する労働者の数が	5,000万円以下 又は 100人以下
医療、福祉のうち、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院 (※)	その常時使用する労働者の数が	300人以下
その他の事業	資本金の額若しくは出資の総額が その常時使用する労働者の数が	3億円以下 又は 300人以下

※ 日本標準産業分類 大分類P「医療、福祉」のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第141条第1項に規定する医業に従事する医師が勤務する病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）、診療所（同条第2項に規定する診療所をいう。）、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）に該当する事業を営む事業主をいう。

成果目標達成までの流れ（例）

成果目標を設定の上、取組を実施し、**労働時間の削減等**に取り組むことが必要。

① 成果目標の設定（例：成果目標「36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減」）

月90時間を限度としている36協定（令和6年12月に締結。有効期間令和7年1月1日から12月31日）の**時間外労働時間数を月60時間以下に削減させる。**

② 成果目標を実施するための事業

成果目標の達成のために、**労働時間を削減するための取組**を実施。 ※当該事業で発生した費用の一部を助成

○ 設備投資

➤ 労務管理用ソフトウェアの導入

➤ 電子カルテシステムの導入

○ コンサルティング

➤ 社会保険労務士によるコンサルティング及び36協定の内容変更、再締結、届出

業務効率化、業務の質が改善され、労働時間が削減

③ 成果目標の達成

時間外労働時間数も**月60時間以内に収まり、時間外労働月60時間以下の36協定を再締結・届出**

成果目標と助成上限額（業種別課題対応コース（病院等）の場合）

成果目標には、それぞれ**助成上限額**を設定している。

成果目標を複数選択し、全て達成した場合は、①～⑥の**各成果目標の上限額の合計520万円+加算額**が**助成上限額**となる。

① **36協定の月の時間外労働時間数の削減** ※①と②は同時併用不可。

月80時間超の36協定を月60時間以下に協定：**250万円**

・月60～80時間 ⇒ 月60時間以下に協定：200万円 ・月80時間超 ⇒ 月60～80時間に協定：150万円

② **所定外労働時間の削減** 5時間以上10時間未満：**50万円** 10時間以上：**100万円**

・事業実施期間のいずれか1か月における所定外労働時間数を、前年同月比で（全労働者平均）5時間以上削減する。

③ **年次有給休暇の計画的付与制度を新規導入**：**25万円**

④ **時間単位の年次有給休暇の新規導入及び有給の特別休暇の新規導入**：**25万円**

⑤ 医師の過半数に適用される**9時間以上の勤務間インターバル制度を新規に導入**

・9～10時間 ⇒ **120万円** ・10～11時間 ⇒ **150万円** ・11時間以上 ⇒ **170万円**

※原則として、過去2年間に、月45時間超の時間外労働の実態が1箇月以上あることが必要

⑥ **医師の働き方改革の推進**：**50万円**

労務管理体制の構築等と、医師の労働時間の実態把握と管理を実施する。

〔加算制度〕

[a] **賃金の引上げ**：上記①～⑥の助成上限額に、**最大360万円**を加算

・3%以上（6万円～最大60万円加算） ・5%以上（24万円～最大240万円加算） ・7%以上（36万円～最大360万円加算）

※常時使用する労働者数が30人以下の場合、上限額の加算額は2倍。10人未満の場合、上限額の加算額は2.5倍。

[b] **割増賃金率の引上げ**：上記①～⑥の助成上限額に、**最大100万円**を加算

① 割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合：**25万円**を加算

② 1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合：**100万円**を加算

助成対象となる取組

助成対象となる取組にかかった費用に対して助成。

費用に助成率を掛けた金額を、助成上限額の範囲内で助成。

助成対象となる取組

①就業規則の作成・変更

②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）

（例：社労士等を招聘した、医業に従事する医師の労働時間制度に関する研修の実施 など）

③外部専門家によるコンサルティング

④労務管理用機器等の導入・更新

（例：労働時間等の自動計算が可能な勤怠管理システム、始業・終業時刻の記録が可能なタイムレコーダーの導入 など）

⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新

（例：内視鏡自動洗浄機やデジタル画像診断システム、電子カルテシステムの導入 など）

⑥人材確保に向けた取組等

（例：求人情報サイトへの求人広告の掲載）

助成率

助成対象の事業の費用の3/4を助成

事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

働き方改革推進支援助成金活用による事例紹介

① 36協定の時間外労働を削減する目標を立てる場合

労働者数：200人以下 診療科目：一般内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、整形外科、脳神経外科

目標と課題

- 36協定による時間外労働の上限を月99時間から月50時間に削減したいと考えた。
- 時間外労働が多く、部署によって就業時間帯が異なるところ、紙のタイムカードでの勤怠管理を行っていたことから、複雑な時間外労働時間数の管理作業等を、従業員2人が手作業で行う必要があった。
- タイムカードの押し忘れなど、時間数が適正に把握されておらず、時間外労働が多い原因がわからなかった。

取組結果

助成対象の事業

目標

- ICカードをタッチすることで出退勤時刻を登録できるタイムレコーダーと、タイムレコーダーのデータを管理するための勤怠管理ソフトを導入したことで、従来は1カ月約28時間かかっていた時間外労働時間数の管理作業等を約12時間に削減することができ、業務の平準化などを検討する余裕ができた。
- 労働時間管理を適正に行った結果、業務量の偏りも明確になった。データを示したうえで話を進めることができるので、説得力が増し、業務の平準化についても各部署の協力が得られることができた。
- 以上の業務の平準化などを行った結果、36協定による時間外労働の上限を月99時間から月50時間に短縮することができた。

助成内容

- 約110万円分の機器の購入に対して、約80万円の助成を受けた。

働き方改革推進支援助成金活用による事例紹介

② 勤務間インターバル制度導入の目標を立てる場合

労働者数：50人以下 診療科目：内科・循環器内科・糖尿病内科

目標と課題

- 副業・兼業を行っている医師について、副業・兼業先での勤務時間が深夜まで延長するなど、勤務終了後から翌日の自院の勤務の間に、勤務間インターバルが9時間確保できないこともあり、医師の健康確保を考え、確実に9時間以上の勤務間インターバルを確保するために制度を新たに導入したいと考えた。
- 点滴の準備をする度に、スタッフが各患者に応じた輸液の予定量を手作業で計量し、プライミング（※）を行う必要があった。
※輸液ルート内を投与する薬液で満たしておくことで、ルート内の気泡を押し出し、すぐに投与できるようにする作業。

取組結果

助成対象の事業

目標

- 汎用輸液ポンプ5台を導入したことで、輸液の予定量を自動計算し、ディスプレイ上に自動表示させることが可能となり、また、プライミングを行う必要が無くなったことで点滴前の準備作業が効率化され、従来は患者1人あたり合計で約20分かかっていた準備作業を約5分に削減することができた。
- その結果、作業時間が1日約1時間短縮されたことで、副業・兼業先で勤務時間が延長した場合でも、翌日の自院の勤務時間を後ろ倒しにすることが可能となり、確実に9時間以上の勤務間インターバルを確保できるようになったことで、勤務間インターバル制度を新たに導入することができた。

助成内容

- 85万円分の機器の購入に対して、約65万円の助成を受けた。

働き方改革推進支援助成金活用による事例紹介

③ 医師の働き方改革の推進の目標を立てる場合

労働者数：30人以下 診療科目：内科・外科・胃腸科・甲状腺検診

目標と課題

- 内視鏡の洗浄作業を手作業で行っているため、内視鏡検査の時間が長くなり、内視鏡担当医が休憩時間中も検査を行う場合があります、十分な休憩時間が確保できていなかった。
- 当該医師が休憩を何分とれているのかなど、医師の働き方改革推進のため、労働時間の実態把握と管理をはじめとした、労務管理を適正に実施したいと考えた（※）。

※労務管理責任者の選任等労務管理体制を整え、医師の労働時間の実態把握と管理を実施

目標

取組結果

助成対象の事業

- 労務管理体制の整備や、医師の労働実態の把握により、労務管理の改善に前向きに取り組めるようになった。
- 内視鏡洗浄機を導入したことで、洗浄時間の短縮と洗浄の精度が向上したため、全体の検査時間が1件あたり7分、1日あたり約30分の削減につながった。
- 医師の労働時間の実態把握を行った結果、内視鏡洗浄機の導入により労働時間が削減され、休憩時間の確保が十分になされていることが確認できた。

助成内容

- 約50万円分の機器の購入に対して、約40万円の助成を受けた。

令和8年度働き方改革推進支援助成金の見直し事項について

令和8年度における働き方改革推進支援助成金は、企業の「賃上げ」支援のための対応強化、政策課題に応じた取組の重点化、その他運用面の課題改善を目的として、以下の事項について見直しを行う。

●企業の「賃上げ」支援のための対応強化、政策課題に応じた取組の重点化

① 賃上げ加算に係る倍加措置の追加

【業種別、時短、インタ】

より零細な中小企業事業主の賃上げを支援するため、労働者数10人未満の企業における5%及び7%賃上げの加算額を引き上げ(通常の2倍⇒通常の2.5倍)。

④ 成果目標「所定外労働時間の削減」の追加

【業種別】

これまでの成果目標は、特定の制度を導入することが中心であったところ、実際に労働時間を減らしたことも評価できるよう、特に長時間労働の実態にある業種を支援する目的の業種別課題対応コースにおいて成果目標として追加。

② 割増賃金加算の新設

【業種別、時短、インタ】

所定割増賃金率の引上げを促すことにより、時間外労働の短縮効果が期待できることから、賃上げ加算に加え、割増賃金率を一定以上引き上げるなどした中小企業事業主に対する加算を新設。

⑤ インターバルコースの交付・支給要件の緩和

- ① 制度適用対象者に係る要件を緩和(労働者の1/2以上に適用⇒労働者の1/4以上に適用)
- ② 「適用範囲拡大」の取組回数に係る要件を緩和(1回限り⇒2回まで)
- ③ 11時間以上の勤務間インターバルを導入する場合の助成上限額を引き上げ(120万円⇒150万円)

③ 「取引環境改善コース」の新設

貨物自動車運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮のためには、荷主等を含めた業界全体の取引慣行の改善が肝要。
⇒ 荷主等による集団が運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に取り組み、成果を上げた場合に助成するコースを新設。

⑥ 上限額の特例・倍加措置の廃止

【業種別、時短、インタ】 賃上げ加算における労働者30人以下・3%引上げの倍加措置を廃止。

【団体】 助成上限額を500万円に統一(広域の取組に係る1,000万円の助成上限額の特例を廃止)。

この他、交付要綱・支給要領の記載内容の整理や、使いやすさのための申請様式の改訂等を行っています。

令和8年度の交付申請等のスケジュール

事業主

①交付申請（令和8年4月13日（月）受付開始）

交付申請書の提出（事業実施計画を添付）
令和8年11月30日（月）午後5時まで

※交付決定件数は国の予算に制約されるため、
全ての交付申請を受付できない可能性あり

通知の受理

②改善事業の実施

機器の購入、就業規則の作成・変更・届出、
研修の実施など

③支給申請

支給申請書の提出
事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日
または 令和9年2月5日（金）
の いずれか早い日まで

通知の受理、助成金の受取り

労働局（雇用環境・均等（部）室）

交付申請の受付、審査

交付・不交付の決定、通知

支給申請の受付、審査

交付額の確定（・交付決定の取消し）通知
助成金の支給手続

申請から支給まで（お問い合わせ先）

申請は都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）にて対応するため、ご質問はこちらまで。

都道府県労働局（雇用環境・均等部（室））所在地一覧

労働局	郵便番号	所在地	電話番号
01北海道労働局	〒 060 - 8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1 札幌第一合同庁舎9階	011-788-7874
02青森労働局	〒 030 - 8558	青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階	017-734-6651
03岩手労働局	〒 020 - 8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3010
04宮城労働局	〒 983 - 8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	022-299-8834 022-299-8844
05秋田労働局	〒 010 - 0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎4階	018-862-6684
06山形労働局	〒 990 - 8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-624-8228
07福島労働局	〒 960 - 8513	福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階	024-536-2777
08茨城労働局	〒 310 - 0801	水戸市桜川2-5-7MシティビルⅢ1階	029-246-6371
09栃木労働局	〒 320 - 0845	水戸市宮町1-8-3 1 茨城労働総合庁舎 宇都宮市明保町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階	029-277-8294 028-633-2195
10群馬労働局	〒 371 - 8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階	027-896-4739
11埼玉労働局	〒 330 - 6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6210
12千葉労働局	〒 260 - 8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎2階	043-306-1860
13東京労働局	〒 102 - 8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階	03-6893-1100
14神奈川労働局	〒 231 - 8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階	045-211-7357
15新潟労働局	〒 950 - 8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階	025-288-3527
16富山労働局	〒 930 - 8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階	076-432-2728
17石川労働局	〒 920 - 0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4429
18福井労働局	〒 910 - 8559	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階	0776-22-0221
19山梨労働局	〒 400 - 8577	甲府市丸の内1丁目1-11 4階	055-225-2851
20長野労働局	〒 380 - 8572	長野市中御所1-22-1 長野労働総合庁舎4階	026-223-0560
21岐阜労働局	〒 500 - 8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎4階	058-245-1550
22静岡労働局	〒 420 - 8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-254-6320
23愛知労働局	〒 460 - 8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館2階	052-857-0313
24三重労働局	〒 514 - 8524	津市島崎町327番2 津第2地方合同庁舎2階	059-261-2978

労働局	郵便番号	所在地	電話番号
25滋賀労働局	〒 520 - 0806	大津市打出浜14番15号滋賀労働総合庁舎4階	077-523-1190
26京都労働局	〒 604 - 0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 1階	075-275-8087
27大阪労働局	〒 540 - 8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8階	06-6941-4630
28兵庫労働局	〒 650 - 0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	078-367-0700
29奈良労働局	〒 630 - 8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第三地方合同庁舎2階	0742-32-0210
30和歌山労働局	〒 640 - 8581	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎4階	073-488-1170
31鳥取労働局	〒 680 - 8522	鳥取市富安2丁目89-9 2階	0857-29-1701
32島根労働局	〒 690 - 0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7007
33岡山労働局	〒 700 - 8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階	086-224-7639
34広島労働局	〒 730 - 8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館5階	082-221-9247
35山口労働局	〒 753 - 8510	山口市中原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階	083-995-0390
36徳島労働局	〒 770 - 0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階	088-652-2718
37香川労働局	〒 760 - 0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館2階	087-811-8924
38愛媛労働局	〒 790 - 8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階	089-935-5222
39高知労働局	〒 781 - 9548	高知市南金田1番39号 4階	088-885-6041
40福岡労働局	〒 812 - 0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階	092-411-4717
41佐賀労働局	〒 840 - 0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎5階	0952-32-7218
42長崎労働局	〒 850 - 0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階	095-801-0050
43熊本労働局	〒 860 - 8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-352-3865
44大分労働局	〒 870 - 0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-532-4025
45宮崎労働局	〒 880 - 0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階	0985-38-8821
46鹿児島労働局	〒 892 - 8535	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階	099-222-8446
47沖縄労働局	〒 900 - 0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-4403